

「日本再興戦略」改訂 2015

－未来への投資・生産性革命－

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

第一 総論

II. 改訂戦略における鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

ii) 変革の時代に備えた人材力の強化：雇用と教育の一体的改革

右肩上がりの成長期には、「就職」ではなく「就社」意識が高いという、日本型システムを維持することができていたが、IT 化の進展や新興国企業の急成長による国際競争が激化する中、企業の新陳代謝のスピードは劇的に早まっており、一つの企業が個人に対し、生涯にわたり安定的に働く場を保証することは困難な時代に突入している。

変革のスピードが早い時代においては、企業はビジネスモデルを短期間で大胆に変化させていくことが求められ、時には事業分野そのものの入替えも決断しなければならない場合も生じる。そのような時代にあっては、個人が受動的に対応するのではなく、変革が起こることを前提に、むしろそれを先回りして、来るべき新たな波に合わせて能力やスキルを柔軟に鍛え直していく仕組み、環境を社会全体で構築していくことが重要である。

厳しい荒波の時代の中で、個人が持てる能力をプロとして最大限に発揮していく、国民一人一人の前向きな挑戦が求められているのである。

そのためには、まず何より、自らのキャリアについて立ち止まって考える「気づきの機会」がなければならない。何事においても、最初の判断が必ずしも正しいとは限らない。常に立ち止まって自分を見つめ直し、やり直し、学び直すことができる機会が必要である。このため、個人が歩むべきキャリアパス（将来目指す職業・職務の実現に向けて積んでいく職務経験等の道すじ）とそのために身に付けるべき能力を確認する機会として、「セルフ・キャリアドック（仮称）」を整備する。また、変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しを提供する場として、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げることで、これからの時代を担う「職業人としてのプロ」

の育成を促していく。

＜鍵となる施策＞

- ① 未来を支える人材力強化（雇用・教育施策）パッケージ
- ② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- ③ 予見可能性が高い紛争解決システムの構築

IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 未来投資による生産性革命

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

ii) 変革の時代に備えた人材力の強化：雇用と教育の一体的改革

○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

- ・ 産業構造やビジネスモデルの変革に対応し、個人が自らの能力を磨き上げ、時には学び直しを行える実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設する。

【2019 年度の開学に向け、来年年央までに結論を出し、
同年中に所要の制度的措置を目指す】

第三. 革命のモメンタム～「改革2020」の推進～

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 産業の新陳代謝の促進

ii) サービス産業の活性化・生産性向上

我が国の GDP の約7割はサービス産業で占められており、我が国経済の成長には、サービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠である。このため、「サービス産業チャレンジプログラム」（平成27年4月15日日本経済再生本部決定）に基づき以下の施策を実行できるものから迅速に着手し、サービス産業の労働生産性の伸び率を、2020年までに2.0%とすることを目指す（2013年時点：0.8%）。

・ 業種横断施策

ベストプラクティスの徹底普及（日本サービス大賞、経営課題と解決策の「見える化」等）、サービス品質の評価（日本版顧客満足度指数の普及促進等）、人材育成（大学・専門学校等における経営・職業人材の育成推進等）、独立行政法人日本貿易振興機構等を活用

した海外展開支援、都市のコンパクト化・ネットワーク化等

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

(3) 新たに講ずべき具体的施策

『日本再興戦略』改訂2014では、「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」を実現するため、終身雇用や頻繁な配置転換等に代表される「メンバーシップ型」の働き方に加え、職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする「高度プロフェッショナル制度」等の実現に向けた取組を掲げた。

一方、技術革新の加速化、グローバル競争の激化や少子高齢化等により、企業と個人を取り巻く環境が劇的に変化している中で、国民がより質の高い雇用と安定した所得に恵まれ、同時に企業の生産性向上を実現させていくためには、働き過ぎ防止を含めた働き方改革の実行実現に引き続き取り組むとともに、個人が「就社」意識から脱却し、一人ひとりが、それぞれの能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場を選んで、能力を発揮していく機会をより多く得られるようにすることが何よりも重要である。こうした取組により、イノベーションを実現できる人材の育成にもつなげていく。人的資本への投資が確実かつ長期的なリターンを得るとの考えに基づき、経済社会の変革に柔軟に対応するための、初等教育から生涯を通じたあらゆる段階における「一人ひとりの主体的な学び」を、省庁横断的に重点的に支援することを通じ、人的投資を格段に増大させる。こうした考え方の下、日本の人材資源活用力を抜本的に強化する観点から、雇用政策と教育政策を一体的に連動させた取組を進めるとともに、その基盤となる人材育成の充実を図る。

ii) 未来を支える人材力の強化

(職業意識・実践的職業能力を高めるための教育機関改革)

⑦小学校、中学校、高等学校における職場体験活動等の推進

児童・生徒が、将来、社会的・職業的に自立できるよう、初等中等教育から高等教育まで、年齢に応じた段階的なキャリア教育を構築する。このため、産業界の協力も得ながら、小・中・高等学校（特に普通科）での起業体験・職場体験活動などの社会経験等が実施さ

れるようにするとともに、キャリアコンサルタント等の専門職人材の活用促進を図る。また、各分野の優れた知識経験や技能をもっている社会人などの外部人材を積極的に教員として任用する観点から、特別免許状に関するこれまでの運用の見直しや、授与に係る手続の簡素化・効率化も進めながら、全ての都道府県における活用を推進する。

さらに、高等学校における、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を身に付けるための新科目の在り方、また、専門学科における社会的要請を踏まえたカリキュラム等について、中央教育審議会で検討し、次期学習指導要領の在り方等について来年度中を目途に結論を得る。

⑧専修学校と産業界が連携した教育体制の構築

実践的な職業教育機関である専修学校について、産業界のニーズを踏まえた専門人材の育成機能を強化する。このため、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育システム（産学協同教育プログラム）構築に向けたガイドラインの作成等を行う。

⑨大学等におけるインターンシップの推進

大学等の学びと職業選択が切れ目なくつながるよう、学生のインターンシップ参加比率を飛躍的に高める。このため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による傾斜配分等を通じ、インターンシップの単位化、数週間にとどまらない中長期のインターンシップ等を実施している大学等の取組を促進する。その際、学生にとって働く目的を考え自己成長する契機となる、有給インターンシップや中小企業へのインターンシップについても、産学の連携により推進する。

⑩専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実

経営大学院などの専門職大学院における教育の充実により、成長が見込まれる産業分野の高度専門職業人養成機能を強化するとともに、グローバル化や教育の質を確保する観点から、国際的な評価機関からの評価を積極的に受けることや世界基準の教育プログラムを構築することなど、専門職大学院の検証とその結果に基づく見直しを1年以内に行い、速やかに制度的措置を含む所要の方策を講ずる。

⑪大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ（経営、会計、IT、マーケティングなど）に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み（「職業実践力育成プログラム」認定制度）を構築する。

⑫実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

産業構造の急速な変化に対応し、職業的専門性をいつでも身に付けられるようにするため、高等教育体系を多様化する観点から、新たに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化する。

当該機関における教育プログラムは、職業実践の場において必要なスキルや知識を身に付け、その実践をもとに、学校で授業を受け、討議をすることを通じ、スキルや知識を体系化する「デュアル教育プログラム」を導入する等、職業実践能力を獲得するにふさわしいものとする。また、社会人が特定の知識やスキルを短期間に集中して効果的に学ぶことができる多様な教育プログラムの提供が可能な仕組みとするとともに、個々の教育プログラムが、産業構造の変革等に適切に対応できるよう、産業界と密に連携をしつつ、不断の検証・改善がなされるプロセスを組み込む。これらの教育プログラムを教える教員として、職業実践の知識や経験と効果的な教授方法を身に付けた実務家教員を積極的に登用するとともに、施設・設備については、実社会における変化に柔軟に対応可能であり、かつ、若年層・社会人を問わず質の高い実践的な職業教育を行う上で合理的なものとする。また、卒業時に与えられるサーティフィケートについては、「学士」等の学位に相当するものとする。あわせて、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を確保することにより、専門学校からの転換はもとより、既存の大学からの転換も可能となるようにする。

これらを踏まえ、制度化に当たっては、関係省庁が連携して、個別業界のニーズに応じ、職業分野別団体、産業分野別団体等の産業界による教育水準の確保のための支援・協力体制の構築を図るとともに、2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会でも来年年央までに結論をまとめ、来年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

⑬職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程（訓練期間は1年以上3年以内）、②専門学校での職業実践専門課程（訓練期間は2年）、③専門職大学院の課程（訓練期間は2年以内または3年以内）のうち、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年10月から実施している。

今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

(2) 施策の主な進捗状況

（「放課後子ども総合プラン」を着実に実施）

- ・ 「放課後子ども総合プラン」については、昨年7月に、文部科学省と厚生労働省が共同で策定し、2019年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上での実施を目指すこととした。また、市町村が計画的に整備を進めていけるよう、昨年11月に策定した、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について記載するとともに、平成27年度予算において量的拡充及び質の向上に必要な経費を計上し、市町村における取組を支援している。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 女性の活躍推進

女性活躍を更に加速し、我が国経済の持続的成長につなげていくため、本年6月に取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づき、女性参画の拡大に向けた取組や、社会の課題解決を主導する女性の育成、女性活躍のための環境整備等を推進する。

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ

④サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化（技術力の強化・産業育成、人材育成）

イ) 人材育成

顕在化・深刻化しているセキュリティリスクや、急速な技術革新とともに高度化するサイバー攻撃への対策を確かなものとするためには、それを支える人材の育成が急務である。

このため、初等中等教育段階からのプログラミングや情報モラルに関する教育を充実させる。また、高等教育機関において、大学等における実践教育ネットワークの構築に向けた取組、国立高等専門学校におけるセキュリティ教育プログラムの開発を推進するとともに、産業界と連携した実践的なセキュリティ教育の普及等を図る。

さらに、企業等の経営におけるセキュリティ対策の責任者を育成するためのセキュリティマネジメント試験を来年春に導入する。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、高度な実践的な人材の育成を強化する。このため、産学官の協力体制構築に向け、緊密な連携や情報共有の促進に加え、実践的なサイバー演習環境をクラウド環境で整備する。また、実践的な教材の産学官共同開発を支援する。さらに、官民連携によりサイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図る。

また、国民一人一人が自発的にセキュリティに係る知識を習得できるよう、オンライン教材の開発及び活用を推進する。

これらを含め、人材育成に係る施策を総合的に推進するため、本年度中に「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針(仮称)」を策定する。

iv) IT 利活用の更なる促進

⑩若年層に対するプログラミング教育の推進

IoT 型未来社会においては情報活用能力の育成が求められており、また、諸外国で初等中等教育段階からのプログラミング教育の導入が進んでいることを踏まえ、これまでの学校教育や民間企業、NPO 法人等による取組成果を活用しながら、本年度中に小・中・高等学校におけるプログラミングに関する指導手引書を策定したうえで、来年度中に教育現場での活用を促進するとともに、プログラミング

も含めた情報活用能力の育成に関する体系的な指導モデルの策定や、学校教育における円滑な ICT 利活用を図るための支援員の養成に着手する。

あわせて、プログラミング教育の推進に関する取組及び裾野拡大のため、地方公共団体や NPO 法人、民間企業及び大学等による普及促進体制を構築し、来年度中に地方公共団体等によるプログラミング教育の取組支援やガイドラインを策定する。また、2017 年度には高度な言語によるプログラミング教育の取組支援を開始し、系統的なプログラミング教育の実現を図る。

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

③IT 活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

- ・過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT 活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

iii) PPP/PFI の活用

① 公共施設等運営権を含む PPP/PFI 全体の取組強化

- ・文教施設や公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性について半年を目途に検討を進めるとともに、付帯事業の併設・活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定について本年度内を目途に結論を得る。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4 : 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(3) 新たに講ずべき具体的施策

⑤外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

- ・美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには、多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。